平成31年3月27日

佐伯市長 田中 利明

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
 - ・蒲江地区 (変更)
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
 - · 平成31年3月25日
- 3 地域の人と農地の現状
 - ・蒲江地区は、海辺の比較的温暖な気候を活かし、イチゴ・キク・ハウスミカンを中心とした施設園芸及び波当津地域では、早期米の栽培が盛んである。また、新規就農者の受け入れも積極的に行っている。
- 4 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(中心経営体)の状況
 - ・経営体数

法人1経営体個人33経営体集落営農(任意組織)1組織

- 5 4から見た中心経営体の確保状況
 - ・中心経営体は十分確保されている。
- 6 将来の農地利用の在り方
 - ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。
- 7 6についての農地中間管理機構の活用方針
 - ・新規就農者等への農地の斡旋には、農地中間管理機構を活用し、円滑に行えるように取り組む。
- 8 今後の地域農業のあり方
 - ・キク、イチゴ、ハウスミカン等の施設園芸に取り組むことにより、若年層の新規就 農者を増やし、担い手を確保するとともに、農業所得の向上を図る。

また、波当津地域においては、集落で水田の保全を行いながら、高品質な早期米の栽培に取り組む。合わせて、水田を有効活用したキャベツの作付けを行う。

平成31年3月27日

佐伯市長 田中 利明

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
 - 塩見地区(変更)
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
 - · 平成31年3月25日
- 3 地域の人と農地の現状
 - ・本地区は、地域の中心経営体農家の主に水稲や園芸品目の作付けと地域外部者の入り作が行われることにより、農地の維持管理を図っている。しかし、一方で担い手の高齢化等が進んでいることが課題になっている。
- 4 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(中心経営体)の状況

組織

• 経営体数

法人経営体個人10経営体

5 4から見た中心経営体の確保状況

集落営農(任意組織)

- ・中心経営体はいるが十分ではない。
- 6 将来の農地利用の在り方
 - ・担い手に集積・集約化する。
 - ・耕作放棄地を解消する。
- 7 6についての農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地 中間管理機構に貸し付ける。
- 8 今後の地域農業のあり方
 - ・自力で耕作できる間は、営農を継続し、耕作できなくなった時は、地域の中心となる経営体に集積する。
 - ・6次産業化、低コスト化に取り組み、経営所得の向上を目指す。

平成31年3月27日

佐伯市長 田中 利明

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
 - ·上浦地区(新規)
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
 - · 平成31年3月25日
- 3 地域の人と農地の現状
 - ・柑橘や施設園芸が行われる地域であるが、小規模の畑地が点在しており、大規模農家は不在で、担い手となる人物が不足している。
- 4 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(中心経営体)の状況
 - 経営体数

 法人
 経営体

 個人
 1経営体

 集落営農(任意組織)
 組織

- 5 4から見た中心経営体の確保状況
 - ・中心経営体がいない。
- 6 将来の農地利用の在り方
 - ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。
- 7 6についての農地中間管理機構の活用方針
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 8 今後の地域農業のあり方
 - ・既存の農業者で農地を守っていくには不安があるため、新規参入の促進が必要であ る。

平成31年3月27日

佐伯市長 田中 利明

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
 - 鶴見地区(新規)
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
 - · 平成31年3月25日
- 3 地域の人と農地の現状
 - ・担い手の高齢化と、後継者の不足により、将来に不安がある。地域内の農地は傾斜 地が多いが、比較的平坦な農地においても、耕作放棄地が増えてきている。
- 4 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(中心経営体)の状況
 - 経営体数

法人経営体個人3経営体集落営農(任意組織)組織

- 5 4から見た中心経営体の確保状況
 - ・中心経営体はいるが十分ではない。
- 6 将来の農地利用の在り方
 - ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。
 - ・耕作放棄地を解消する。
- 7 6についての農地中間管理機構の活用方針
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 8 今後の地域農業のあり方
 - ・農業者間の情報共有の場の拡充を行う。
 - ・廃業予定者の情報把握による農地の斡旋等、新規参入者のフォロー体制を整え、担 い手の確保を目指す。